



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

東京青年税理士連盟

私は6/14(土)に開催された東京青年税理士連盟(以下「東京青税」)の定期総会にて会長に就任致しました。過去何度か東京青税のことはコラムで触れておりましたが、改めてどのような団体かご説明致します。

東京青税は税理士の社会的使命と職責とに対する深い認識のもとに、税理士制度の発展強化をはかることを目的として設立された任意団体で、昭和37年に設立されました。団体名に「青年」とありますが、入会資格は税理士であれば男女問わず、年齢制限はありません。また税理士試験に合格している方で、税理士登録をしていない方も準会員として入会することができます。現在、会員の年齢も20代から80代までおり、新米税理士からベテラン税理士まで幅広い層の方が会員となっています。このように東京青税は多くの税理士の賛同を得て発展を続け、現在では約500名の会員を有しております。

実際にどのような活動を行っているかという点、税理士制度及び租税制度等に関する調査研究をしてあるべき税制、あるべき税理士制度を提言、税理士としての資質の向上を図るための研修会及び研究会等の開催、また、仲間意識の醸成を目的とした気軽に参加できる楽しい厚生行事の開催、テニス、麻雀、軽音楽の同好会活動をしています。

私が東京青税を知ったのは、先に税理士試験に官報合格していた受験仲間に、1月に開催される税理士試験合格者祝賀会に招待されたのがきっかけでした。とりあえず合格を祝ってもらえ、タダ酒も飲めるということで正直感が分からない感じで参加していたのですが、途中研修会の講師を担当している会員のお話を聞き、税理士試験では知りえない税理士業の奥深さを知った瞬間、とてつもない衝撃が体の中を走り、税理士業の奥深さを学べる東京青税に対する興味がグッと上がり、当日迷わずに入会致しました。

ただ入会当初は仕事に家庭に忙しく、参加出

来る活動は限定的でしたが、たまに研修会やイベントに参加すると先輩方が優しく声を掛けて下さったお陰で、気持ちが切れることなく青税活動を続けることが出来ました。入会4年目から事務所の経営が軌道に乗り始めたことで役員を仰せつかり、活動を重ねるごとに今度は自分が青税の良き伝統と魅力を後輩に伝えていこうという気持ちになって参りました。それから部長、委員長、副会長をお任せ頂き、また全国青税という全国組織の納税環境整備委員長の職も仰せつかりました。青税は納税者の権利擁護のために納税者権利憲章の制定を目標に掲げ活動を継続しています。しかしながら政府の動きは鈍く、中々制定には至っておりません。そんな状況の中、私は改めて納税者権利憲章の制定の必要性を説き、制定に向けての要望書を委員長として取りまとめました。これはかなり大変な作業で、通常1年で任期が終わるところを2年かけて取り組みました。そのような活動の成果が出たのかは分かりませんが、今年3月には「納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討」を行うとした2025年度「税制改正関連法」案への付帯決議が可決されており、青税の悲願である納税者権利憲章の制定が現実味を帯びてきております。これからは大事ではありますが、税務の歴史の転換点の最中に携われたのも東京青税に入会したからこそで、充実した税理士人生を送れていると自負しております。

設立から60年以上の団体の長として1年間舵取りを任せられましたが、活動を重ねるごとにその責任の重さをひしひしと感じております。ただ自分らしさは失わず、自分のため、会員のため、納税者のため、税理士業界のために力を尽くして参りたいと思います。

東京青税HP：<https://tokyo-aozei.org/>

納税者権利憲章の制定に関する要望書：





今月対応が必要な事項をリマインドします

1 11月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**7月末**までに中間納税をしなければなりません。

2 事業者のうち1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**7月末**までに償却資産税の第2期分の納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署（消費税のみ）、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**7/31（木）**までに納付の対応をお願い致します。

納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

3 源泉所得税の納期の特例を申請している事業者は、1～6月に支給した給与及び士業に支払った報酬に係る源泉所得税を、**7/10（木）**までに納税をしなければなりません。

→納付書を7/3に発送致しますので、到着次第速やかに納付して下さい。

4 労働保険に加入している事業者は、**7/10（木）**までに労働保険申告書の作成・労働保険料の納付をしなければなりません。

5 社会保険に加入している事業者は、**7/10（木）**までに算定基礎届（年度更新）を提出しなければなりません。

→自社で対応が難しいようであれば提携の社会保険労務士をご紹介致しますので、お早めにご相談下さい。

6 6月から個人住民税は新事業年度を迎え、従業員の住民税を天引き（特別徴収）して給与を支給している事業者のところに、従業員の住所地の自治体から「特別徴収税額決定通知書」及び「納付書」が届いているかと思えます。

→6月分と7月分で徴収額が変わる方が多いかと思しますので、しっかり通知書を確認して計算して下さい。年末調整の際、特別徴収で処理を依頼したのにまだ通知書が届いていないという方は、確認致しますのでご連絡下さい。

7 令和6年分の所得税の確定申告で一定金額以上の納税があった者（個人事業主など）は、7月末までに第1期の予定納税をしなければなりません。しかし前年より大幅に所得が減少した時や法人成りして確定申告での納税額が大幅に減少すると見込まれる時は、あらかじめ「予定納税の減額申請」を**7/31（水）**までに行えば納税額を少なくすることが出来ます。

→予定納税の通知書が届いた方で、ご希望の方はお早めにご相談下さい。

「プラットフォーム課税」について

令和6年度税制改正により消費税法において「プラットフォーム課税」が導入されました。これによって、これまで国外事業者が消費者向けに販売している有料アプリ等を、事業者が業務で使用するために購入した場合に認められていなかった仕入税額控除が、2025年4月1日以後一定の条件下で可能となり、事業者側の消費税実務に大きな変化が生じます。本コラムでは、この改正のポイントを分かりやすく解説します。

電子サービス提供における課題

これまで、国外事業者が日本国内の事業者に対して提供する「事業者向け電子通信利用役務の提供（インターネットの広告の配信等）」については、リバースチャージ方式により仕入税額控除が認められていました。一方、国外事業者が日本国内の居住者に対して提供する「消費者向け電気通信利用役務の提供（電子書籍、音楽配信、アプリ配信等）」はリバースチャージの対象外であり、国内事業者は仕入税額控除を受けることができませんでした。

改正のポイント

今回の改正では、国外事業者がデジタルプラットフォーム（代表例は Google Play, App Store 等）を介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者（※）を介して当該役務の提供の対価を収受するものについては、当該特定プラットフォーム事業者が国内での役務提供者とみなされ、消費税の納税義務者になります。これにより、国内事業者（利用者）は仕入税額控除が可能になります。

※一定の要件を満たすプラットフォーム事業者であるとして、国税庁長官の指定を受けた事業者をいいます。特定プラットフォーム事業者は国税庁ホームページで公表されています。



実務上の留意点

①インボイス制度との関係

特定プラットフォーム事業者（インボイス発行事業者に限ります）が、インボイスを交付する必要があるため、プラットフォーム課税の対象となる「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受ける国内事業者は、仕入税額控除の適用に当たって、特定プラットフォーム事業者が交付するインボイスを保存することになります。

②プラットフォーム課税とならないケース

- ・ 国内事業者がデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
- ・ デジタルプラットフォームを介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
- ・ デジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、特定プラットフォーム事業者を介さずに当該役務提供の対価を収受している場合
- ・ インターネット上のショッピングサイトなどのデジタルプラットフォームを介して物品販売を行う場合

まとめ

今回のプラットフォーム課税の導入により、対象となる取引は仕入税額控除が可能となりましたが、対象となるかどうかの適正な判定、改正を踏まえた請求書管理が事業者に求められます。

ご不明点は当事務所までご相談ください。

当社 HP <https://tax-kanou.com/>

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は
下記URLにてご確認できます

<https://msg.tokyo-cci.or.jp/mail/u/l?p=f2wRCFwYIBnZ4CyAY>



News

事務所の最新ニュースをお伝えします

① 税務書類再発行手数料について

当事務所では申告書や届出書などを作成、提出した後、速やかに控えを製本してお送りさせて頂いておりますが、書類の紛失、探すのが面倒との理由で再発行をご依頼されるケースがございました。従来はそのようなご依頼も無料に対応しておりましたが、お客様に税務書類の適正保存の遵守を徹底して頂く、職員への追加業務に対する適正な人件費の支払いを行う観点から、7月より有料対応とさせていただきます。再発行手数料は以下の通りです。

- ・ 法人税申告書（決算報告書、勘定科目内訳明細書、事業概況説明書を含む）一式5,000円
- ・ 法人税（添付書類は除く）、所得税（青色決算書を含む）、相続税申告書 1通2,000円
- ・ 所得税（青色決算書が無い場合）、消費税、法人住民税・事業税申告書 1通1,000円
- ・ 届出書・申請書 1通500円、源泉徴収簿、源泉徴収票 1人500円

ご理解の程宜しくお願い致します。

② 7, 8月の業務について

今年も昨年同様、日時を指定して夏季休暇を設けず、カレンダー通りで業務を行います。但しスタッフが交代で夏季休暇を取りますので、事務所にスタッフが不在の時もあるなどご不便をお掛けすることもございますが、ご理解の程宜しくお願い致します。

: ライブのご案内 :

所長の加納が参加しているオリジナルバンド「MIDSOMMAR TRIBE」が、7/13(日)18時より大塚Welcome backで開催されるライブ「Scorching Beats Summer '25 ~灼熱の鼓動~」に出演します！ぜひご来場ください。



ライブの詳細、予約はこちら
<https://x.gd/4Nk44>

